

第 22 非常コンセント設備

1 設置位置等

設置位置等は、政令第 29 条の 2 によるほか次によること。

(1) 建築物の階数

政令第 29 条の 2 第 1 項第 1 号の非常コンセント設備を設けなければならない建築物の階数については、建基政令第 2 条第 1 項第 8 号の規定によるものであること。

(2) 非常コンセントの設置位置

非常コンセントの設置位置については、次によること。

ア 非常コンセントの設置階は、11 階以上の階及び地下街（延べ面積が 1,000 m²以上のもの）の各階とすること。

イ 階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー、階段室の付室内又は当該部分から 5 m 以内の場所に設置すること。

ウ 特殊な階層（共同住宅等で、共用廊下部分又は住戸等の出入口が 2 階層又は 3 階層ごとに設けられているもの等）で、非常コンセントを各階ごとに設けることが適当でない認められるものにあつては、当該階の各部分から、前イの部分に設ける非常コンセントまでの歩行距離が 50m 以下となるように設けること。

2 電源の供給容量

非常コンセントの電気の供給容量（非常電源の容量算定にあつても同様とする。）については、単相交流 100V、15A 以上の容量とすること。

同一階に非常コンセント設備の保護箱を 2 個以上設置する場合は、2 系統以上（同一階の保護箱の数だけの専用回路）とすること。

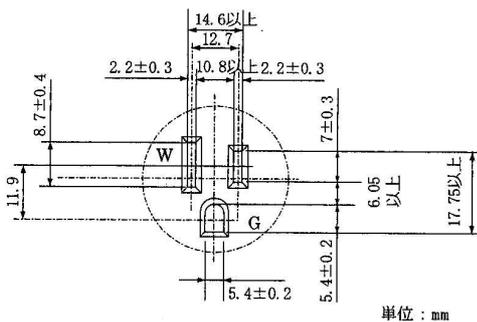
なお、1 系統に付き保護箱は、10 個以内とすること。

3 非常コンセント

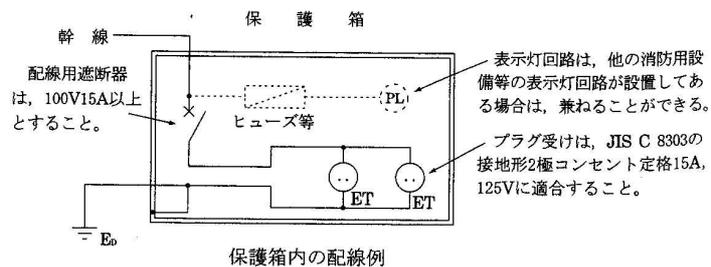
非常コンセントは、次によること。

(1) プラグ受けは JIS C 8303 の接地形 2 極コンセント（JIS C 8303：2 極接地極付差込接続器に限る。以下、第 22 において、同じ。）のうち定格が 15A、125V に適合するもので、極数及び極配置は、第 22-1 図によること。

(2) 保護箱内には、前(1)のプラグ受けを 2 個設けること（第 22-2 図参照）。◆



第 22-1 図



第 22-2 図

4 接地

前3のプラグ受けの接地極には、D種接地工事を施すこと。

5 保護箱★

保護箱は次によること。

- (1) 保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年12月消防庁告示第10号）第3. 1. (2)に準じたものを設けること。ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあつては、この限りでない。
- (2) 大きさは、長辺25cm以上、短辺20cm以上とすること。
- (3) 保護箱に用いる材料は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (4) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。
- (5) 保護箱内には、差込プラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (6) 保護箱には、D種接地工事を施すこと。

6 電源及び配線

電源及び配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回線とすること。ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものにあつては、この限りでない。
- (2) 前(1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨、赤色の文字を表示すること。
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (5) 非常用コンセントのプラグ受けは、前(4)の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (6) (4)の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。
- (7) 受電用配電盤等に設けた各系統別引出し用の配線用遮断器と各階に設置する非常コンセント用の配線用遮断器とは、保護強調をとること。
- (8) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防せい加工を施した厚さ 1.6mm 以上の鋼製のもの

を用いること。

(9) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

7 幹線容量★

(1) 幹線は、1の回路につき、各階に設ける非常コンセントに100V、15A以上の容量を有効に供給できる電線を用いること。

(2) 幹線容量は低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の2%以下となるように選定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。

8 非常電源回路の配線

省令第31条の2第8号に定める非常電源回路の配線は、第3 非常電源の基準により設けること。

非常電源の配線用遮断器は、保護箱の配線用遮断器より先に遮断しないものとする。

9 標示◆

標示は次によること。

(1) 保護箱の表面に表示する「非常コンセント」の文字の大きさは、1文字につき各辺の長さが2cm以上の大きさとする。

(2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、第2 屋内消火栓設備の基準の赤色の灯火に準ずること。

(3) 灯火の回路の配線は、第3 非常電源の基準によるほか、6.(4)配線用遮断器の電源側から分岐し、当該分岐回路にはヒューズを設けること。

10 総合操作盤

(1) 総合操作盤は、省令第31条の2第10号により設けられていること。

(2) 設置場所

総合操作盤は、第1節. 第2 防災センター等の技術上の指針による防災センターに設けること。

(3) 総合操作盤への移報★

非常コンセント設備から総合操作盤並びに中継装置等に送る信号に係る接続については次によること。

ア 電源断の状態については、主電源（回路が1回路の場合）又は各幹線ごと（回路が2回路以上の場合）に監視できるよう、検出回路を設置すること。

イ 電源の状態を検出する検出回路には、計器用変圧器、ホトカプラ等を用い、主電源及び各幹線と検出回路の二次側及び総合操作盤等並びに中継装置等へ移報するための回路とは電氣的に絶縁をとること。

ウ 検出回路及び移報回路には、保護用のヒューズ等適正な保護装置により電氣的に保護する

こと。

エ 移報回路における電源の状態信号については、総合操作盤並びに中継装置等が必要とする信号を電源の状態に応じて適切に送信できる構造とすること。

オ 検出回路等は耐火構造の壁等に埋め込んだ保護箱に収納するか、又は配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年 12 月消防庁告示第 10 号）第 3. 1. (2)に準じた構造の保護箱に収納すること。ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあつては、この限りでない。

カ 移報回路に係る配線については、第 3 非常電源の基準により設けること。

キ その他、総合操作盤の評価の際に必要なとされた信号が容易に送信できるように施工すること。

11 消火栓箱等と保護箱の接続

非常コンセントの保護箱を消火栓等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓部分のとびらと保護箱のとびらは、別開きができるようにすること。
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、第 2 屋内消火栓設備の基準に定める赤色の灯火と兼用することができる。